

岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務契約書

岩手県(以下「甲」という。)と○○○○○○(以下「乙」という。)とは、岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲の定めた別紙岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務仕様書により、寄宿舎賄業務(以下「委託業務」という。)を誠実に実施し、甲はその費用として、委託料年額○○○○○円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○○円)を、12回に分割した○○○○○○円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○○円)を、1箇月毎に支払う。

第2 委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月27日までとする。

第3 契約保証金は○○円とする。

第4 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第5 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

第6 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第7 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第8 乙は、委託業務に従事する従事者を、「岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務従事者名簿」(様式第1号)によって、委託業務開始時並びに異動がある度に、甲に提出しなければならない。

第9 乙は、毎月の委託業務が完了した場合は、「岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務完了報告書」(様式第3号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により「岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務完了報告書」(様式第3

号）の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 10 日以内に、当該報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第 10 甲は、第 9 第 2 項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第 9 第 2 項の規定は前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第 11 乙は、第 9 第 2 項（第 10 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、「岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務委託料請求書」（様式第 2 号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により「岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務委託料請求書」の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

第 12 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第 13 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年 2.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第 14 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第 15 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第 16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 4 若しくは

第 10 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第 17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第 4 若しくは第 10 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(4) その他この契約に違反したとき。

第 18 第 16 又は第 17 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 19 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければな

らない。

第 20 乙は、第 16 又は第 17 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第 21 乙は、第 20 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 22 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 23 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 10 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

第 24 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 4 年〇月〇日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県立杜陵高等学校
校長 〇〇〇 〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇